

# 中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

## 2020年7月

JBS Newsletter  
2020年9月4日

### Contents

#### 税務法規

- ▶ 「海南自由貿易港における企業所得税の優遇政策に関する通知」(財税[2020]31号) (“31号通達”)
- ▶ 「海南自由貿易港のハイエンド・不足人材に係る個人所得税政策に関する通知」(財税[2020]32号) (“32号通達”)  
ほか

#### 商務法規

- ▶ 全国人民代表大会常務委員会の2020年度立法作業計画
- ▶ 「『國務院の2020年立法作業計画』の公布に関する通知」(国弁発[2020]18号)
- ▶ 「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」(国家發展及び改革委員会、商務部令[2020]32号) (“32号令”)ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語<sup>1</sup>、英語<sup>2</sup>)を毎週発行しています。

2020年07月の発行状況は以下の通りです。

- |                |           |
|----------------|-----------|
| ▶ 2020年 07月03日 | 第2020026号 |
| ▶ 2020年 07月10日 | 第2020027号 |
| ▶ 2020年 07月17日 | 第2020028号 |
| ▶ 2020年 07月24日 | 第2020029号 |
| ▶ 2020年 07月31日 | 第2020030号 |

Japan Business Servicesグループで、2020年07月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

<sup>1</sup> 「中国税務及投資法規速递」

<sup>2</sup> 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) [www.ey.com/chinese/CTIE](http://www.ey.com/chinese/CTIE)

(英語版) [www.ey.com/cn/CTIE](http://www.ey.com/cn/CTIE)

## 税務法規

- ▶ 「海南自由貿易港における企業所得税の優遇政策に関する通知」(財税[2020]31号) (“31号通達”)
- ▶ 「海南自由貿易港のハイエンド・不足人材に係る個人所得税政策に関する通知」(財税[2020]32号) (“32号通達”)

### 概要

「海南自由貿易港建設全体方案」(“「方案」”)に基づき、財政部及び国家税務総局は2020年6月23日付で、「方案」に掲げられた企業所得税及び個人所得税の優遇政

策について規定した31号通達及び32号通達を公布した。(「方案」については、「中国税務及び投資法規速報(日本語要約版)」2020年6月号を参照。)

31号通達及び32号通達は2020年1月1日から2024年12月31日まで適用され、主な内容は次の通りである。

税目	「方案」の規定	31号通達及び32号通達の規定の内容
企業所得税	海南自由貿易港(“海南自貿港”)に登録し、実質的に運営している奨励類産業の企業は2020年6月1日から15%の軽減税率で企業所得税を徴収する。	<p>当該優遇政策の適用を受ける企業は、次の条件を満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 海南自貿港で登録していること</li> <li>▶ 海南自貿港の奨励類産業目録に定められた産業<sup>1</sup>を主要業務とし、かつその主要業務収入が企業の収入総額の60%以上を占めること</li> <li>▶ 企業の実際の管理機構が海南自貿港に置かれ、かつ企業の生産経営、人員、会計処理、財産等に対して、実質的な全面的管理とコントロールを実施していること</li> </ul> <p>ただし、上記の条件をすべて満たした場合でも、15%の軽減税率が適用されるのは以下の所得のみである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 海南自貿港にある本社機構及び分支機構の所得</li> <li>▶ 本社機構が海南自貿港以外にある企業の場合は、海南自由港内にある適格の支社機構の所得</li> </ul> <p>地域を跨いで経営する企業の本社・支社機構の所得配分については、現行の企業所得税の規定を参照する。</p>
	海南自貿港に設立された観光業、現代サービス業、ハイテク産業 <sup>2</sup> の企業は、2025年までに新たに行われる国外直接投資による所得について、企業所得税を免除する。	<p>新たに行われる国外直接投資による所得は、次の条件を満たすものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国外に新設された支社機構から取得した営業利益であること、或いは持分比率が20%以上の国外子会社から得る、新たに行われた国外直接投資に対応する配当所得であること</li> <li>▶ 投資先国(地域)の企業所得税の法定税率が5%を下回らないこと</li> </ul>
	全ての海南自貿港の企業は、適格の資本性支出を、発生した期に一括で損金算入するか、または加速減価償却/償却を行うことができる。	<p>以下の点が明確にされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 海南自貿港に設立された企業が、固定資産(建物、構築物を含まない)または無形資産を新たに購入(自家建築、自家開発を含む)し、その単価が500万元以下の場合、原価・費用に一括計上し、課税所得を計算するときに損金算入できる。</li> <li>▶ 固定資産(建物、構築物を含まない)または無形資産を新たに購入(自家建築、自家開発を含む)し、その単価が500万元を超える場合、減価償却/償却年数を短縮するか、加速減価償却/償却の方法を採用することができる。</li> </ul>

税目	「方案」の規定	31号通達及び32号通達の規定の内容
個人所得税	海南自貿港で就労するハイエンド人材及び不足人材は、個人所得税の実質税負担率が15%を超える部分を免税とする。	<p>32号通達では、次の事項について明らかにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 優遇政策の適用を受ける所得には、海南自貿港を源泉とする総合所得(給与賃金、労務報酬、原稿料、使用料の4つの所得を含む)、経営所得及び海南省が認定した人材補助性所得が含まれる。</li> <li>▶ 納税者は海南省で個人所得税の年度確定申告を行う際に当該優遇政策を適用する。</li> <li>▶ 上述の優遇政策の適用を受けるハイエンド人材及び不足人材に対してはリスト管理を実施し、具体的な管理方法は海南省商財政部、税務総局が制定する。</li> </ul>

31号通達及び32号通達は、海南自貿港の企業所得税及び個人所得税に係る優遇政策について、実施の観点から明らかにしたものであるが、さらに明確化の待たれる事項もある。

#### 実際の管理機構

31号通達によると、企業は海南自貿港に実際の管理機構を置き、かつ企業の生産経営、人員、会計処理、財産等に対して実質的な全面的管理及びコントロールを行わなければならない。これは、現行の「企業所得税法」及び同実施条例における“実際の管理機構”の定義とも一致する。31号通達は、海南自貿港における“実際の管理機構”の判定基準について、より詳細には述べていないが、企業が必ずしも海南自由港に本社機構を置く必要はないということは確かである。このことは、海南自貿港における“実際の管理機構”の判定が、形式よりも実質を重んじるとの原則に従うことを表している。

#### 新たに取得した資産の一括損金算入

海南自貿港の企業が新たに購入(自家建設、自家開発を含む)した、単価が500万元以下の固定資産は一括損金算入ができるという規定は、2020年末に適用期限が到来する「設備、器具の控除に関する企業所得税政策についての通知」(財税[2018]54号) (“54号通達”)にある規定と同様のものである。この54号通達の政策について明らかにした「設備、器具の控除に関する企業所得税政策の実施問題についての公告」(国家税務総局公告[2018]46号) (“46号公告”)によれば、“新たに取得する”という概念には、外部購入、自家建設、ファイナンスリース、寄贈、投資、非貨幣性資産の交換、債務再編等の多種の方式が含まれ、かつ企業が中古固定資産を購入する場合も含まれる。

そのため、31号通達の実施に際しても、上述の基準に従うことになるものと合理的に推定できる。(54号通達及び46号公告については、「中国税務及び投資法規速報(日本語要約版)」2018年5月号及び2018年9月号を参照。)

そのほか、海南自貿港の企業は新たに取得した無形資産にも加速償却政策を適用することができる。これは、加速償却政策の無形資産への適用に係る初めての規定である。

#### 個人所得税の優遇政策

上記の優遇政策の適用を受けるハイエンド人材及び不足人材の範囲は具体的な管理弁法において明らかになるため、中国内陸の人材に当該優遇政策を適用できるか否かはまだわからない。また、当該優遇政策は個人所得税の年度確定申告を行う際に適用されるため、適格の個人は2021年3月1日から2021年6月30日までの確定申告期間に、2020年度に納付した実際の税負担率が15%を超える部分の税額還付を申請することになる。

1海南自貿港の奨励類産業目録には、「産業構造調整指導目録(2019年版)」、「外商投資奨励類産業目録(2019年版)」及び海南自貿港の新規追加奨励類産業目録(未公布)が含まれる。上述の目録が31号通達の適用期間内に改訂された場合、改訂版の実施日から当該改訂版が適用される。

2奨励類産業目録と同じように、観光業、現代サービス業、ハイテク産業の範囲も、「産業構造調整指導目録(2019年版)」、「外商投資奨励類産業目録(2019年版)」及び海南自貿港の新規追加奨励類産業目録(未公布)に従うことになる。

31号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202006/t20200630\\_3540842.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202006/t20200630_3540842.htm)

32号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。  
[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202006/t20200630\\_3540853.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202006/t20200630_3540853.htm)

「方案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/2020-06/01/content\\_5516608.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2020-06/01/content_5516608.htm)

54号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。  
[http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3439412/content.html?from=timeline&wscckey=81068c28a9ffe603\\_1593599335](http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3439412/content.html?from=timeline&wscckey=81068c28a9ffe603_1593599335)

46号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3712534/content.html>

「産業構造調整指導目録(2019年版)」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/06/content\\_5449193.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/06/content_5449193.htm)

「外商投資奨励類産業目録(2019年版)」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.gov.cn/xinwen/2019-06/30/5404701/files/9d2dde75fa054d249dfa16267af42277.pdf>

- ▶ 「『中華人民共和国企業所得税の月度(四半期)予定納税申告表(A類、2018年版)』等の申告表の改訂に関する公告」(国家税務総局公告[2020]第12号) (“12号公告”)

#### 概要

国家税務総局は2020年6月29日付の12号公告により、以下の企業所得税申告表の改訂版を公布した。改訂内容は、感染症の防疫期間における企業所得税の優遇政策及び海南自由貿易港(“海南自貿港”)における企業所得税の優遇政策等に関わるものである。

- ▶ 「中華人民共和国企業所得税の月度(四半期)予定納税申告表(A類、2018年版)」
- ▶ 「中華人民共和国企業所得税の月度(四半期)予定納税及び年度納税申告表(B類、2018年版)」

そのうち、従来の「固定資産の加速減価償却(控除)優遇明細表」の名称は「資産の加速減価償却、償却(控除)優遇明細表」(A201020)に変更され、「海南自由貿易港における企業所得税の優遇政策に関する通知」(財税[2020]31号)に規定された資産の加速減価償却/償却政策に関する内容が追加された。

そのほか、「所得税減免優遇明細表」(A201030)も改訂され、“海南自由貿易港の奨励類産業の企業に対する15%軽減税率による企業所得税の徴収”の欄が追加された。

12号公告は2020年7月1日に発効する。月ごとに予定納税を行う居住者企業は2020年6月、四半期ごとに予定納税を行う居住者企業は2020年度第2四半期の申告から、改訂後の申告表を使用することになる。

12号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5153910/content.html>

## 商務法規

- ▶ 全国人民代表大会常務委員会の2020年度立法作業計画
- ▶ 「『國務院の2020年立法作業計画』の公布に関する通知」(国弁発[2020]18号)

#### 概要

全国人民代表大会常務委員会は2020年6月20日付で、「全国人民代表大会常務委員会の2020年度立法作業計画」(“「全人代2020年立法計画」”)を公表した。

「全人代2020年立法計画」に含まれる税務及び商務に関連する項目は以下の通りである。

- ▶ 継続審議の法律案：都市維持建設税法、契税法
- ▶ 初回審議の法律案：行政処罰法、不服審査法、先物取引法、海南自由貿易港法
- ▶ 予備審議の項目：監査法、マネーロンダリング防止法、中国人民銀行法、商業銀行法、保険法

また、國務院弁公庁は2020年6月26日付で、「國務院の2020年立法作業計画」(“「國務院2020年立法計画」”)を公表した。

「国務院2020年立法計画」には以下の立法項目が含まれる。

- ▶ 全国人民代表大会常務委員会に提出し、審議を受ける予定の法律案： 印紙税法の草案、著作権法の改正草案、監査法の改正草案、不服審査法の改正草案
- ▶ 制定、改正する予定の行政法規： 私募投資基金管理暫定条例、消費者権益保護法実施条例、企業情報公示暫定条例(改正)
- ▶ その他の立法項目： 防疫に係わる立法の整備、外商投資法と一致しない行政法規の改正

「全人代2020年立法計画」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202006/b46fd4cbdbbb4b8faa9487da9e76e5f6.shtml>

「国務院2020年立法計画」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-07/08/content\\_5525117.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-07/08/content_5525117.htm)

- ▶ 「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」(国家発展及び改革委員会、商務部令[2020]32号) (“32号令”)
- ▶ 「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」(国家発展及び改革委員会、商務部令[2020]33号) (“33号令”)

## 概要

国家発展及び改革委員会、商務部は2020年6月23日付の32号令及び33号令により、「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」 (“「2020年ネガティブリスト」”)及び「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」 (“「2020年自貿区ネガティブリスト」”)をそれぞれ公布した。これらは、「外商投資法」の施行に合わせて、外商投資環境の一層の改善を図り、より高いレベルでの開放による質の高い経済発展を促すことを目指したものである。

2つのリストの改訂は昨年に続くものである。今回の改訂は、外資の市場参入をさらに拡大することを目的とし、外資規制の新設や強化は行われず、外商投資参入ネガティブリストの項目がさらに減少した。そのうち、全国の外商投資参入ネガティブリストは40条から33条に、自由貿易試験区の外商投資参入ネガティブリストは37条から30条に減少した。

## 主な変更点

昨年公布された2つのリスト(「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2019年版)」 (“「2019年ネガティブリスト」”)及び「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2019年版)」 (“「2019年自貿区ネガティブリスト」”))と比べ、2020年版のリストには主に以下のような変更点がある。(「2019年ネガティブリスト」及び「2019年自貿区ネガティブリスト」については、「中国税務及び投資法規速報(日本語要約版)」2019年7月号を参照。)

- ▶ サービス業の重点分野の開放プロセスの加速
- ▶ 金融分野： 証券会社、証券投資ファンド管理会社、先物取引会社、生命保険会社の外資持株比率の制限の撤廃
- ▶ インフラ分野： 人口50万人以上の都市での給水・排水管の建設、経営は中国側が支配しなければならないという規定の撤廃
- ▶ 製造業、農業への参入要件の緩和
- ▶ 製造業分野： 商用自動車の製造における外資持株比率の制限の緩和、放射性鉱物の製錬、加工及び核燃料の生産への外商投資を禁止するという規定の撤廃
- ▶ 農業分野： 小麦の新品種の選択、栽培と種子の生産に関する規制の緩和(中国側の支配を中国側の持株比率34%以上に緩和)
- ▶ 自由貿易試験区の開放試験の継続
- ▶ 医薬品分野： 漢方薬への外商投資を禁止するという規定の撤廃
- ▶ 教育分野： 外商独資による学制類の職業教育機関の設立許可

「2020年ネガティブリスト」では、開放の一層の拡大が図られただけでなく、「外商投資法」及び同実施条例の関連規定との整合性も図られた。「2020年ネガティブリスト」及び「2020年自貿区ネガティブリスト」は2020年7月23日から施行され、「2019年ネガティブリスト」及び「2019年自貿区ネガティブリスト」は同時に廃止される。

「2020年ネガティブリスト」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202006/t20200624\\_1231938.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202006/t20200624_1231938.html)

「2020年自貿区ネガティブリスト」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202006/t20200624\\_1231939.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202006/t20200624_1231939.html)

「2019年ネガティブリスト」全文は次のサイトでご覧いただけます。

<https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/201906/W020190905495179303648.pdf>

「2019年自貿区ネガティブリスト」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<https://www.ndrc.gov.cn/fggz/lywzjw/zcfq/201906/W020190909440860735002.pdf>

- ▶ 「外商投資情報報告制度の一層の改善と事中・事後の監督管理業務の強化及び改善に関する通知」(商弁資函[2020]240号) (“240号通達”)

#### 概要

対外開放を支持し、外商投資を促進するために、国家市場監督管理総局弁公庁及び商務部弁公庁は、外商投資情報報告制度の一層の改善、事中・事後の監督管理業務の強化及び改善に関する240号通達を公布した。

240号文の要点は以下の通りである。

- ▶ 各地の商務主管部門及び関連機関(“各地の商務部門”)は、市場監督管理部門との職務分掌を行い、協調的コミュニケーションのメカニズムを構築する。
- ▶ 各地の市場監督管理部門は企業登記システムを改造する。各地の商務部門は適時にデータのチェックを行う。
- ▶ 宣伝教育を強化し、サービス水準を向上させる。各地の商務部門、市場監督管理部門は複数のルート、複数の方式により外商投資情報報告制度の宣伝を行い、情報報告主体が報告義務について知り、報告手続について理解できるようにする。
- ▶ 各種の市場主体の平等を保障するために、公開された透明な監督管理規則及び基準体系を整備する。

240号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://qkml.samr.gov.cn/nsjg/djzci/202007/t20200706\\_319425.html](http://qkml.samr.gov.cn/nsjg/djzci/202007/t20200706_319425.html)

- ▶ 「企業社会保険料の段階的減免政策の実施期限の延長等に関する問題についての通知」(人社部発[2020]49号) (“49号通達”)

#### 概要

財政部、国家税務総局、人力資源及び社会保障部は2020年2月20日付で、「企業社会保険料の段階的減免に関する通知」(人社部発[2020]11号) (“11号通達”)を公布した。企業の負担をさらに軽減するため、財政部、国家税務総局、人力資源及び社会保障部は2020年6月22日付で、企業社会保険料の段階的減免政策の実施期間を延長する旨の49号通達を公布した。(11号通達については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2020年2月号を参照。)

49号通達の主な要点は次の通りである。

- ▶ 各省、自治区、直轄市及び新疆生産建設兵団(“省”)において、中小企業・零細企業の基本養老保険料、失業保険料、労災保険料(“3つの社会保険料”)の企業負担部分を免除する政策の適用期限を2020年12月末まで延長する。
- ▶ 各省(湖北省を除く)において、大型企業等のその他の保険加入企業(公的機関を除く。以下同じ)の3つの社会保険料を半減徴収する政策の適用期限を2020年6月末まで延長する。
- ▶ 湖北省において、大型企業等のその他の保険加入企業の3つの社会保険料の企業負担部分を免除する政策を引き続き2020年6月末まで実施する。
- ▶ 感染症流行の影響を受け、生産経営に深刻な困難が生じた企業は、引き続き社会保険料を2020年12月末まで猶予することができ、猶予期間の滞納金は免除する。
- ▶ 各省における2020年の社会保険料の自己負担部分の基数の下限額は、引き続き2019年の自己負担部分の基数の下限基準を適用できるものとし、自己負担部分の基数の上限額は規定に基づき正常に調整するものとする。

11号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/21/content\\_5481861.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/21/content_5481861.htm)

49号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5153727/content.html>

## Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

### ▶ 北京

**堀尾 成宏**  
監査  
+86 10 5815 4050  
naruhiro.horio@cn.ey.com

**鍋島 正知**  
監査  
+86 10 5815 4253  
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com

**上村 希世子**  
税務・移転価格  
+86 10 5815 2289  
kiyoko.kamimura@cn.ey.com

### ▶ 大連

**秋山 大輔**  
監査  
+86 411 8252 8999  
daisuke.akiyama@cn.ey.com

### ▶ 上海

**高橋 臣一**  
監査  
+86 21 2228 2740  
shinichi.takahashi@cn.ey.com

**八幡 正博**  
監査  
+86 21 2228 4652  
masahiro.yawata1@cn.ey.com

**佐藤 勝俊**  
監査  
+86 21 2228 9579  
Katsutoshi.Sato@cn.ey.com

**星野 友子**  
監査  
+86 21 2228 5958  
tomoko.hoshino@cn.ey.com

**山村 亮**  
監査  
+86 21 2228 3239  
ryo.yamamura1@cn.ey.com

### 江 海峰

金融  
+86 21 2228 2963  
alex.jiang@cn.ey.com

### 石川 翔太

金融  
+86 21 2228 4006  
shota.ishikawa@cn.ey.com

### 三宅 亜紀子

Forensics  
+86 21 2228 5688  
akiko.a.miyake@cn.ey.com

### 坂出 加奈

税務・移転価格  
+86 21 2228 2289  
kana.sakaide@cn.ey.com

### 小島 圭介

税務  
+86 21 2228 2854  
keisuke.kojima@cn.ey.com

### 万 家駿

法務  
+86 21 2228 8374  
jiajun.wan@chenandco.com

### 久保田 順一

TAS  
+86 21 2228 4749  
junichi.kubota@cn.ey.com

### ▶ 広州

#### 長内 幸浩

監査  
+86 20 2881 2675  
yukihiro.osanai@cn.ey.com

#### 梁 晔

監査  
+86 20 2838 1043  
ye.liang@cn.ey.com

### ▶ 深圳

**小島 慎一**  
監査  
+86 755 2502 5463  
shinichi.kojima1@cn.ey.com

### ▶ 香港

**重富 由香**  
監査  
+852 2629 3907  
yuka.shigetomi@hk.ey.com

#### 柿本 啓太

監査  
+852 2846 9005  
keita.kakimoto2@hk.ey.com

#### 塚原 俊郎

監査  
+852 3471 2751  
toshio.tsukahara@hk.ey.com

#### 吉田 薫

監査  
+852 2629 3909  
kaori.yoshida@hk.ey.com

#### 徳山 勇樹

監査  
+852 37585988  
yuki.tokuyama@hk.ey.com

▶ 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

蘇麗芬 (Emma Su)

税務

Emma.Su2@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケティング本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。  
www.ey.com。

© 2020 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03010940

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

[ey.com/china](http://ey.com/china)

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

